

平成29年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|---------------------------|
| 1 監査の種類 | 行政事務の執行についての監査（行政監査） |
| 2 監査のテーマ | 公の施設に係る使用料の減免について |
| 3 監査対象 | 市立四日市病院施設課（市立四日市病院駐車場使用料） |
| 4 監査実施期間 | 平成30年2月2日 |
| 5 監査結果報告 | 平成30年3月30日 |

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【施設課】

<p>共通（1）減免基準の整備について 減免基準が整備されていない事例が見受けられた。恣意的判断を防止し、減免処理の公正を確保するため、過去の減免事例における減免事由を勘案のうえ、誰が、どのような目的又は用法で利用するとき、どのような範囲で、減免するかについて、できる限り具体的に定めた減免基準を整備すること。併せて、減免処理に係る手続についても要綱等により定め、明確なものとしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 2月 1日 普通駐車場使用料については、「市立四日市病院外来駐車場の使用料にかかる減免基準」で料金免除できる者、免除期間及び免除手続きを、新たに制定することにより、減免基準を明確なものとし、患者、医療関係者に対して書面で交付するなどとして周知している。</p>
---	---